

健康保険部

議案第138号 大津市子ども発達相談センター条例の一部を改正
する条例の制定について

それでは、議案第138号 大津市子ども発達相談センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正内容は、大津市子ども発達相談センターの名称について、「子ども」をひらがな表記の「こども」に変更するものです。

2ページをお願いいたします。

改正を必要とする条例は、大津市子ども発達相談センター条例でございます。

改正の趣旨及び内容は、こども基本法において、こどもとは、心身の発達の過程にある者と定義し、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、ひらがなでのこども表記がなされております。

この趣旨を踏まえ、令和7年4月1日の組織再編に併せ、こども未来部における組織名称をひらがなのこども表記に統一するため、条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

3 ページは新旧対照表となりますのでご参照ください。

以上で、議案第 1 3 8 号 大津市子ども発達相談センター条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願いいたします。